



令和3年4月28日
産業環境部商工港湾課

中小企業者が新型コロナウイルス感染症による社会変化を乗り越えるための 「塩竈市業態転換等応援補助金」を実施します

市内の中小企業者が新型コロナウイルスによる社会変化を乗り越えるために行う思い切った業態転換等について審査・選考した上で補助金を交付します。

※国の事業再構築補助金まで事業費が満たない事業者の主に設備投資を支援するものです。

対象となる事業者	令和2年3月31日時点で市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者※で、申請日において市内で事業を継続していること ※中小企業基本法第2条に規定する会社及び個人
応募要件	<u>以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります。</u> ①新型コロナウイルスの影響でコロナ以前の1か月の売上が10%以上減少していること ②認定経営革新等支援機関と連携し、実効性の高い事業計画を策定できること ③市税等に滞納がない事業者 ④国県等に同一事業で補助申請をしていないこと
補助対象事業	①業態転換等の要件を満たす事業を行うこと ②補助対象事業費：81万円以上から150万円未満 ③補助上限額：100万円 ④補助率：4/5 ⑤対象経費：設備工事費、機械装置等費、広報費、委託料、開発費 ⑥事業実施期間：令和3年4月1日から令和4年2月28日まで ⑦対象決定方法：補助事業審査委員会による審査 <u>※詳しくは、応募要領をご覧ください</u>
申請書類	申請書類、応募要領は市ホームページの他、商工港湾課に設置します。
申請方法	郵送による申請受付
申請期間	令和3年5月28日から令和3年6月25日（当日消印有効）

※詳細はホームページ又は商工港湾課に設置の応募要領をご確認ください。